

4

～自転車交通安全教育の時間～

チリリン・タイム

～自転車は車両の仲間、原則は車道を通行します～

歩道通行の条件

自転車でも歩道を通行できる場合があります

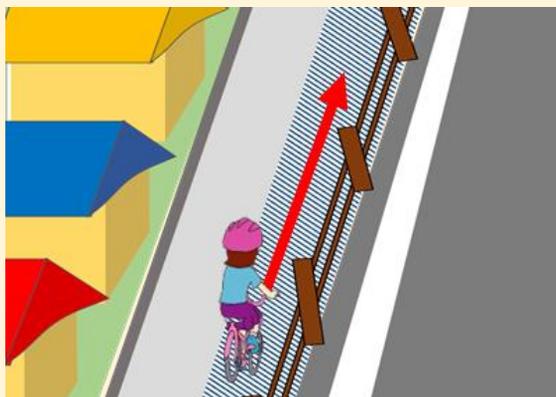
- ◆道路標識や道路標示によって普通自転車が歩道を通行できるとされているとき
- ◆運転者が13歳未満、70歳以上のとき
- ◆車道通行に支障がある身体障害者であるとき
- ◆やむを得ないと認められるとき（道路工事など）



ただし、歩道は**歩行者優先**です！！
歩行者の通行の妨げになるような運転は
絶対にしてはいけません！



歩道の通行方法



自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに止まれる速度で通行します。

また、道路標示などにより自転車の通行場所が指定されているときには、その場所を通行しなければなりません。

ただし、どんな場合でも歩道上で歩行者の通行の妨げるおそれのあるときには、一度停止し、歩行者の通行を確保しなければなりません。



過去のチリタイム
はこちら！



※通行可能な歩道が左右両方にある場合は、どちらを通行してもかまいません。
※歩道上の通行すべき部分の中であれば、通行する方向は自由です。